

「令和4年度困難を抱える女性に向けたアウトリーチ型相談支援事業企画運営業務」に係る質問に対する回答

令和4年8月2日

資料名・該当部分	質問内容	回答
1 仕様書・ 6 スケジュール概要	事業実施が令和5年3月まで、かつ、報告書の提出が令和5年3月となっておりますが、3月31日まで実施した場合、3月中に提出することは不可能だと思われます。最終的に4月にずれ込んでも良いのでしょうか。	国への報告も3月末で求められる見込みのため、4月へはずれ込むことができません。 3月31日までに報告書を提出いただけるよう、事業のスケジュールを組み立てていただくこととなります。
2 仕様書・ 7 秘密の保持・個人情報の取扱い	「本業務において知り得た個人情報については、速やかに委託者に提出し、複写、複製はしてはならない」とあります。継続相談の場合、記録を残しておかないと業務が成り立ちませんが、記録のためであっても複製は許されないのでしょうか。	本事業により収集した個人情報について、仕様書においては「速やかに」提出することとされておりますが、例えば継続来訪の可能性が考えられる場合や他機関につないだものの再来訪の可能性が考えられる場合などには、その間その対象者の個人情報は提出せず、適切な管理のもと留め置いておくことは可能です。 その場合であっても、3月31日までには収集した個人情報はすべて委託者へ提出いただくこととなり、その際、複写や複製はできません。 4月以降も継続して支援が必要な対象者がいる場合には、市の事業から引き継いで受託団体として継続対応したい旨、また、市の事業として把握した個人情報等を受託団体として引き継ぐため書き写したい旨、ご本人へ了解をいただいた上で対応いただく必要がございます。 なお、本事業においては個人情報をデータとして蓄積することは予定しておりません。個人情報は紙の相談票等で管理いただくこととなりますので、その点ご承知おきいただければと存じます。
3 仕様書・ 7 秘密の保持・個人情報の取扱い	「別記『個人情報取扱特記事項』を遵守し・・・」と記載されていますが、どちらに掲載されていませんでしょうか。	掲載が漏れており大変失礼いたしました。別添のとおりとなります。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収

集し，若しくは作成した個人情報記録された資料等を，この契約の終了後直ちに発注者に返還し，又は引き渡すものとする。ただし，発注者が別に指示したときは，当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は，この契約に違反する事態が生じ，又は生ずるおそれがあることを知ったときは，速やかに発注者に報告し，発注者の指示に従うものとする。委託契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。